平成17年度包括外部監査結果報告書における指摘事項への措置状況について

監査のテーマ:保健福祉行政に係る委託事務の執行(特別会計及び病院事業会計を除く。)

第3. 監査の結果

1. 福祉総合情報システム運用保守業務委託

監査の結果(指摘事項)

(1) 受託業者の見積書の内容を明確にすべきもの (報告書P10)

随意契約の透明性を図るために、委託契約に際して作成される詳細な仕様書に対応した技術者区分とそれぞれの単価(技術者料金)及び作業時間による積算内容を記載した見積書を入手すべきである。さらに、この見積書に対応した作業内容、作業時間等の明細を記載した請求書と千葉市の積算とを比較し、次年度以降の積算に反映すべきである。

講じた措置

福祉総合情報システム運用保守業務委託については、平成18年度契約から、受託業者には、仕様書に対応した技術者区分と、それぞれの単価及び作業時間による積算内容を記載した内訳明細書(積算シート)を提出させた。

また、平成18年度末までに作業時間、作業内容等の明細を記載した年間作業実績表を提出させ、平成19年度の積算に反映させた。

2. 福祉総合情報システムのソフトウエアの保守業務委託

監査の結果(指摘事項)

(1) 積算方法を見直すとともに、受託業者の見積 書の内容を明確にすべきもの(報告書P12)

保守委託料の積算は取得価額によるべきではなく、技術者の労務単価等を基準にすべきであり、その随意契約の透明性を図るために、詳細な仕様書に対応した積算内容を記載した見積書を入手すべきである。平成17年度に随意契約から指名競争入札になって委託量が減少したことを考慮すれば、適切な予定価格を算定したうえで指名業者を拡大し競争入札をすべきである。

講じた措置

福祉総合情報システムのソフトウエアの保守 業務委託については、平成18年度契約から、予 定価格の積算は、労務単価に必要な作業時間を 乗じて積算し、受託業者には、仕様書に対応し た内訳明細書(積算シート)を提出させた。

また、平成19年度の入札は、内訳明細書及び 前年度の作業実績表等により適切な予定価格を 算定したうえで、指名の範囲を市外の業者まで 拡大した。

3. 福祉総合情報システムデータ入力・帳票出力業務委託

監査の結果(指摘事項)

(1) 積算方法を見直すとともに、受託業者の見積 書の内容を明確にすべきもの(報告書P13)

この契約金額の算定にあたって、仕様書に対応した入力文字数、工数、歩掛りをもって予定価格を積算し、これに対応した明細を記載した見積書を徴取すべきである。また、作業日報の時間数を集計して見積書と対比し、今後の予定価格を適切に算定することにより随意契約の契約額の妥当な水準を確保されたい。

講じた措置

福祉総合情報システムデータ入力・帳票出力業務委託については、平成18年度契約から、予定価格の積算は、労務単価に必要な作業時間を乗じて積算し、受託業者には、仕様書に対応した内訳明細書(積算シート)を提出させた。

また、平成18年度末までに作業日報を集計した 年間作業実績表を提出させ、平成19年度の積算に 反映させた。

4. 保健医療・衛生情報システム運用保守業務委託

監査の結果(指摘事項)

(1)受託業者の見積書の内容を明確にすべきもの (報告書P14)

委託契約に際して作成される詳細な仕様書に対応した技術者区分とそれぞれの単価及び作業時間による積算内容を記載した見積書を入手すべきである。さらに、この見積書に対応した作業内容、作業時間等の明細を記載した請求書と千葉市の見積と比較し、次年度以降の積算に反映すべきである。

講じた措置

保健医療・衛生情報システム運用保守業務委託 については、平成18年度契約から、受託業者には、 仕様書に対応した技術者区分と、それぞれの単価 及び作業時間による積算内容を記載した内訳明 細書(積算シート)を提出させた。

また、平成18年度末までに作業時間、作業内容等の明細を記載した年間作業実績表を提出させ、 平成19年度の積算に反映させた。

5. 保健医療・衛生情報システムデータ入力・帳票出力業務委託

監査の結果(指摘事項)

(1)受託業者の見積書の内容を明確にすべきもの (報告書P15)

契約金額の算定にあたって、積算基礎となるデータ入力の文字数と単価の妥当性を検討するために、 仕様書に対応した帳票入力対象数 (=入力文字数)・出力数と、実際の作業者の工数による入力文字あたりの歩掛りをもって予定価格を積算し、これに対応した明細を記載した見積書を徴取すべきである。また、作業日報の時間数を集計し、見積書と対比し、今後の予定価格を適切に算定することにより随意契約の契約額の妥当な水準を確保されたい。

講じた措置

保健医療・衛生情報システムデータ入力・帳票 出力業務委託については、平成18年度契約から、 受託業者には、労務単価に必要な作業時間を乗じ て積算した内容を記載した内訳明細書(積算シート)を提出させた。

また、平成18年度末までに作業日報を集計した 年間作業実績表を提出させ、平成19年度の積算に 反映させた。

7. 千葉市総合保健医療センター施設管理業務委託

監査の結果(指摘事項)

(1)予算の見積りを各事業別に行い契約額を適切 に算定すべきもの(報告書P20)

総合保健医療センター施設の管理委託にあたり、 千葉市保健医療事業団が委託料の支出予定表を作成し、これを吟味のうえ来年度の予算額を決定しているが、人件費相当額が予算見積額に含まれていない。これは、千葉市が同事業団と同施設の休日救急診療所の管理運営事業等についても委託する契約を結んでおり、この契約の見積りに総合保健医療センター施設の管理委託にかかる人件費相当額を含めているからである。

契約額を明確にする観点からは、休日救急診療所の管理運営事業と総合保健医療センター施設の管理にかかる人件費とを区分して予算を策定し、これに応じた適切な契約額を算定すべきである。

講じた措置

千葉市総合保健医療センター施設管理業務委託については、平成18年度から管理業務の実態を踏まえ、休日救急診療所の管理運営事業と総合保健医療センター施設管理に係る人件費を職員ごとに職務分担割合に応じて区分し、予算編成を行い、契約を締結した。

8. 健康度測定受付事務委託

監査の結果(指摘事項)

(1) 随意契約の理由を十分に記載すべきもの(報告書P22)

平成17年度に随意契約としているが、支出負担行 為関係書におけるその理由記載が不十分である。支 出負担行為関係書類における随意契約の理由につ いて、実態を反映した十分な記載が必要である。

講じた措置

健康度測定受付事務委託及び運動指導・管理業務委託については、それぞれ「受付マニュアル」「運動指導等の基準」を作成し、業務に求められる専門性を軽減することで、委託業者の変更に対応できるようにし、両委託とも平成19年度から指名競争入札を実施した。

11. がん検診(集団検診及び精密検査)事務費

監査の結果(指摘事項)

(1) 積算方法を見直すべきもの(報告書P28)

委託料の算定は、受託者の見積書(実施計画書)によっており、1会場あたりの医師・看護師・受付の時間単価、交通費等の単価を積算して、これに検診会場数の計画値を乗じて算出している。しかし、平成14年度から平成16年度の計画は全て435会場と固定されている一方で、実績は増減があるものの全て計画を上回っている。また、会場数の増減に応じた委託料の積算は行われていない。

委託料の算出根拠となる計画上の会場数は実態 を反映することなく毎年度同一で積算され、毎年度 同額の委託料が支払われており、形骸化している。

受託者における検診業務に係る経費について、実態を反映した適切な積算を行うよう検討されたい。

講じた措置

がん検診(集団検診及び精密検査)委託料については、平成18年度から実態を反映した会場数で 積算した予定価格書を作成した。

12. 健康診査一次マスターデータ出力業務委託

監査の結果(指摘事項)

(1) 積算根拠を明確にすべきもの(報告書P29)

委託料の契約額の根拠は、1人当たりの単価に対象人数を乗じたものである。

しかし、受託業者の見積書では、単に「一式」記載で総額が記載されているのみであり、また、千葉市の資料にも単価をベースに積算を行っていることを記載したものはない。

また、単価の根拠は、印字にかかるコストと印刷 用プログラムの使用料の合計額であるが、業者・千 葉市のいずれの資料にもそのような記載はなく、長 年両者暗黙の了解のうちにこのような計算で契約 を行ってきたものと考えられる。

積算の根拠(単価、対象人数)を、予定価格の積 算資料にも、業者の見積書にも明記すべきである。

講じた措置

健康診査一次マスターデータ出力業務委託については、平成17年度から積算根拠を予定価格の 積算資料に明記するとともに、積算根拠を明記した見積書を徴収した。

13. 千葉市斎場予約システム構築業務委託

監査の結果 (指摘事項)

(1)受託業者の見積書の内容を明確にすべきもの (報告書P30)

随意契約の際の見積書は一式で記載され、また、 平成17年3月31日の請求書も一式で記載されてお り、明細が明らかではない。

システム開発に係わる技術者別の作業時間、歩掛りにより、予算額の積算を行うとともに、仕様書に対応した請求明細を徴取すべきである。

講じた措置

千葉市斎場予約システム構築業務委託については、平成16年度に終了した。

平成18年度から同種の事務を実施する場合には、受託業者には、仕様書に対応した技術者区分と、それぞれの単価及び作業時間による積算内容を記載した内訳明細書(積算シート)を提出させることとした。

14. 結核対策特別促進事業

監査の結果(指摘事項)

(1) 履行確認及び精算について検討すべきもの (報告書P31)

当該契約は精算払い方式となっており、契約時に おいて委託事業仕様書を作成し、実施予定作業の見 積り及び金額精算を行うとともに、事業完了時には 受託者から実績報告が提出され、当該報告に基づき 精算されることとなっている。

この場合、「委託業務仕様書」と実績報告における「事業経費内訳書」では、医師等の従事日数や検査対象者の人数等で相違がみられるため、精算時に個別事業毎に執行予定額との差異が生じ、また事業全体でも執行予定額との差異が発生するのが通常であると考えられる。

しかし、当該業務の精算額はゼロとなっており、 実質的に業務内容に応じた適正な精算が行われているという結論を得ることができなかった。精算は 事実上形骸化しており、経費の金額等を調整することにより、総額においては執行予定額と実績額に差 異が生じないように調整を行っていると考えられる。

4事業が一つの契約になっているとしても、業務 ごとの業務実績に応じた精算を行うことが必要で ある。そのためには、委託業務仕様書と事業経費内 訳書の内容の差異分析をより詳細、厳密に行い、適 正な精算を行うとともに次年度の予算の積算に利 用していく必要がある。

講じた措置

結核対策特別促進事業については、平成17年度 から事業を構成する個別業務ごとに契約を締結 するとともに、事業内容を精査した上で、委託料 の支払方法を精算払いから通常払いに改めた。

22. 市立保育所空調設備 (GHP) 保守点検委託

監査の結果(指摘事項)

(1)委託業者の履行確認について手続を適切にすべきもの(報告書P46)

業者から提出された保守作業結果報告書に、保育所の責任者の押印があるものと、ないものがあり、委託業務の履行確認が保育所職員により、実施されたのかどうかが不明なものがある。

委託業務の履行確認の責任所在を明らかにする ためにも、保守点検作業報告書に確認印の捺印欄を 設け、保育所の責任者もしくはそれに準じる担当者 が保守点検作業の実施を確認した上で、確認印を押 す必要がある。

講じた措置

市立保育所空調設備 (GHP) 保守点検委託の履行確認については、平成18年度から委託契約仕様書に、作業実施後保育所長の確認印を受けることを明記し、保守点検作業報告書に保育所長の捺印欄を設け、確認印を押印するよう改めた。

26. 生活支援ハウス事業委託契約

監査の結果(指摘事項)

(1) 履行確認及び精算について検討すべきもの (報告書P51)

この契約は、精算を行うこととしており、形式的には精算は行われているが、利用者負担金を返還金としているにすぎない。受託者における実際の支出額と千葉市から支出した概算払いの額が同額となることは通常考えられないので、契約業者からの報告に対するチェック機能を強化し、支出額の基礎になった計算書や業務内容の報告等の資料を添付させ、内容や金額を検討する等の対応を行う必要があると考える。

講じた措置

生活支援ハウス事業委託契約については、平成 18年度の委託契約を締結するにあたり、履行方法 が明確な仕様書を作成するとともに、当該経費が 人件費及び管理費として施設を運営するにあた り年度当初から支払を要する固定経費であるこ とに鑑み、支払い方法を概算払いから前金払い(4 回分割)に変更した。

また、利用者負担金については、施設で収納して精算時に返還金としていたものを直接市の歳入として受け入れるものとした。

3 1. 手話通訳派遣事業

監査の結果(指摘事項)

(1) 履行確認及び精算について検討すべきもの (報告書P58)

この契約は、委託料の契約額と実績額に差が生じた場合には精算を行うことになっている。

千葉市聴覚障害者協会からの事業報告書を見る と、当初の見積額、契約額と実績額が一致している が、予想される手話通訳時間や交通費と、実際の通 訳時間・金額は異なるのが通常である。

手話通訳の派遣に当たり発生した費用をより詳細に把握するために、実際に通訳にかかった時間や 実施場所、依頼者、交通費等を記載した日報・月報 や集計表等の提出を義務付け、予算額と実績額との 差額の合理性を検討すべきである。

講じた措置

手話通訳派遣事業については、平成18年度から 委託先である千葉市聴覚障害者協会より月報の 提出を求め、事業の執行状況を把握することとし た。

32 千葉市障害者社会参加推進センター運営事業

監査の結果(指摘事項)

(1) 履行確認及び精算について検討すべきもの (報告書P59)

受託業者に詳細な支出の内訳書とともに、領収書等の支出の根拠となった証憑の提出を求め、支出内容や支出金額の合理性、事業実績との整合性を検討すべきである。

また、予算額と実際の支出額の差異の原因分析を行い、次年度の予算に反映させるべきである。

講じた措置

千葉市障害者社会参加推進センター運営事業 については、平成18年度の委託料の精算から、事 業実績報告書及び収支決算書の提出に加えて領 収書を提示させ、履行確認及び事業実績との整合 性、支出内容や支出金額の合理性について審査を 行った。

また、その結果を平成19年度に検証・分析し、 平成20年度予算に反映させた。

33. 千葉市社会福祉施設等管理運営業務委託

監査の結果(指摘事項)

(1)委託の範囲で再検討すべきもの(報告書P60)

「事業団事務局の管理運営費」は千葉市から委託された事業団の複数の社会福祉施設を統括する共通管理経費の性格を持つので、そのような委託該当事業の間接的事務事業である事務局の管理運営のみを独立させて委託の範囲とすることは好ましくない。

事業団事務局の各々の社会福祉施設に関する管理運営費は千葉市から委託する事業団の複数の社会福祉施設の個々の見積りに含めて算出する方向に変更する必要がある。指定管理者制度の導入にともないこの点は一層強く要請されてくるものと考える。

委託の範囲を再検討されたい。

講じた措置

千葉市社会福祉施設等管理運営業務委託については、平成18年度から、事業団事務局の管理運営費を個々の社会福祉施設の見積もりに含めて算出するよう改めた。

監査のテーマ:社会福祉法人千葉市社会福祉事業団及びこれに係る財務事務の執行

第3. 監査の結果

1. 本部会計

協議することが必要である。

監査の結果 (指摘事項)	講じた措置
(1) 退職給与引当金を計上すべきもの(報告書	
P12)	
社会福祉法人会計基準は、平成12年に改訂され、	退職金要支給額については、平成17年度末にお
退職給付債務を計上することとなっているが、退	ける累積不足額を平成18年度からの15年計画で退
職給与引当金の残高は期末要支給額の3%しか計	職給与引当金(補助金)により充当するとともに、
上されていない。	平成18年度以降新たに発生する支給額について
事業団は、速やかに退職金要支給額につき退職	は、委託料で積み増しを行うこととした。
給与引当金を計上すべきである。そして、退職給	
与引当金の計上方法や財源については、千葉市と	

2. 施設全体に共通する事項

監査の結果(指摘事項)

(1) 固定資産の耐用年数を適正に計上するため の手続を整備すべきもの(報告書P16)

事業団事務局及び療育センターにおいて、固定 資産管理台帳上の耐用年数入力が誤っていた。固 定資産管理台帳を適切な耐用年数に修正すべきで ある。また、事業団事務局及び療育センターとい う2か所において耐用年数の入力誤りが見られた ということは、今後、他の施設においても同様の 誤りが起こりうると考えられる。したがって、耐 用年数入力も含め、固定資産管理台帳に数値入力 後、担当者以外のチェック、もしくは上席者の承 認等の統制手続を整備すべきである。

(2) 千葉市所有の固定資産の廃棄手続を整備す べきもの(報告書P17)

千葉市では廃棄処理したものとして取り扱われていながら、事業団では実際には未だ廃棄されていない固定資産がある。千葉市と各施設の連携を確実にするためにも廃棄処理手続を整備すべきである。また、備品チェックリストの送付についても、チェックリストに記載された備品があるかないかの確認のみならず、備品チェックリストに記載されていないが事業団が利用している固定資産についても報告を行うべきである。

千葉市は、千葉市の財産については、千葉市物 品会計規則にのっとった適正な処理を行うことが 必要である。

(3) 固定資産の現品調査の結果を記録として残 すべきもの(報告書P17)

固定資産は、全施設で現品調査を期末に実施しているという説明であるが、調査した結果を残している施設は療育センターのみであった。固定資産の現品調査は必要な業務であり、固定資産の現品調査を実施した結果を記録として残すべきである。

講じた措置

固定資産の耐用年数については、平成17年度末 において、固定資産管理台帳の耐用年数を適切な 数値に修正した。

また、平成18年度から、固定資産取得時の伝票 起票時に固定資産管理台帳を添付し、会計責任者 の確認印を受けることとした。

事業団で利用している固定資産については、平成17年12月に調査を行った結果、千葉市で廃棄処理したものとして取り扱われていながら、事業団では実際には未だ廃棄されていない固定資産は無いことを確認した。

固定資産の管理については、平成18年6月に現品 調査を実施するとともに、現品調査実施報告書を 作成し、固定資産管理責任者の確認印を受け、現 品調査を実施した結果を記録として残すこととし た。

監査の結果(指摘事項)

(4) 建物設備保守管理業務委託契約について予 定価格を適切に算定すべきもの(報告書 P18)

千葉市ハーモニープラザは、ボイラー電気設備 等のビル管理業務は外部に再委託している。事業 団は、前年度実績を基礎に予定価格を設定してお り、仕様書による個別業務の原価の積上げを行っ ているわけではない。予定価格の設定を、仕様書 に基づき、工数・歩掛りにより適切に算定すべき であり、そのため、千葉市の協力を得ながら適切 な対応を図る必要がある。

(5) 乗用車賃貸借契約の方法を見直すべきもの (報告書P19)

事業団事務局では、乗用車1台について、受託業者と乗用車賃貸借契約を締結している。この契約書の契約期間は、平成16年4月1日から平成17年3月31日の1年間となっているが、他方、受託業者の契約書書式では、平成14年7月5日から平成19年7月4日の5年間の契約期間となっており、同一の契約について異なる2通の契約書が存在する。同一契約について、複数の契約書が締結されないように改善されたい。

講じた措置

千葉市ハーモニープラザのボイラー電気設備等のビル管理業務について、平成20年度の入札から、予定価格の設定を仕様書に基づき、工数・歩掛りにより個別業務の原価の積上げを行った。

乗用車の賃貸借契約については、千葉市社会福祉事業団経理規程を改正し、長期継続契約についての規定を盛り込むとともに、平成18年度から、長期継続契約を締結した。

3. 桜木園

監査の結果(指摘事項)

(1)薬剤の管理について適切に行うべきもの(報告書P20)

桜木園は、病院としての位置付けでもあり、薬剤を保管しており、現場に受払台帳はあるが、現品との差異があった。また、薬剤保管庫の鍵がない。

薬剤は、その性質上厳重な管理を必要とするものであるから、保管庫に鍵をかけ、不正な使用を防止する体制を整備するとともに、在庫数量について定期的にたな卸を実施し、薬剤の受払台帳と照合し、適切に管理すべきである。

(2)現金の区分管理を行うべきもの(報告書P21)

桜木園の金庫において、事業団資産としての現金は存在しなかったが、互助会等の現金・入所者へのおつり等、事業団資産ではない現金が存在した。これらの事業団資産ではない現金も事業団の金庫内に入っており、出納帳などで管理はしていない。したがって、事業団資産としての現金と事業団資産ではない現金の区別がつかなくなるおそれがあることから、現金の区分を明確化し、区分管理されたい。

(3) 予定価格について見直すべきもの(報告書 P21)

桜木園で使用するおむつについて、2社から見積 書を徴収して年間で単価契約を行っている。しか し、賃借料を構成するおむつのリースについて、 予定価格書と単価見積書及び単価契約書の単価が 乖離している。

予定価格が実績と乖離していることは、予算の 実効性を失ってしまい好ましくないことから、単 価契約の実績を反映して、予定価格について見直 しを検討されたい。

講じた措置

薬剤の管理については、薬剤管理マニュアルを 作成し、平成18年4月1日から、保管庫の施錠、現 品と受払台帳との照合を実施するとともに、毎月 たな卸を実施することとした。

また、看護師及び薬剤師に同マニュアルを配布し、薬剤の取り扱いについて周知徹底を行った。

現金の管理については、平成18年度から、事業 団資産ではない現金(預かり金)についても出納 簿を作成するとともに、金庫内において、事業団 資産ではない現金(預かり金)を小金庫に保管す ることにより事業団資産を区分した。

おむつのリース料については、平成18年4月1日 の単価契約から、実績を反映させた予定価格を設 定した。

監査の結果(指摘事項)

(4) 管理すべき固定資産となっているもので調 査整理すべきもの(報告書P22)

桜木園は、改築工事完了までの仮入居施設として旧市立病院を使用しており、土地・建物の使用承認を健康部長から高齢障害部長宛に行い、旧市立病院において固定資産台帳上は廃棄処分された器具備品の一部を使用している。重要物品については、協議し使用しているが、レントゲン機器・厨房設備等については使用承認書がないことから、事業団において受託管理対象物品の識別が十分になされていない。

旧市立病院の廃棄処理資産の有効利用という例 外的な事象であるが、病院機能も備えた施設であ るので、使用対象資産の明細書を作成して臨むべ きであった。

千葉市の各所管課が責任をもって管理すべきもの、及び施設管理受託者である事業団が責任をもって管理すべきもの等について明確にすべきである。

桜木園は、平成18年4月に旧市立病院から新施設 に移転することになっているが、現在使用してい る旧市立病院の器具備品の調査整理を行い、その 後の事務処理を適切に実施されたい。

講じた措置

桜木園における固定資産については、平成18年3月に、使用している器具備品の調査整理を行い、管理対象物品明細書を作成した。レントゲン機器については、平成18年3月31日に青葉病院へ返却した。

また、新施設における千葉市所有の器具備品については、市で作成する備品明細一覧表に基づき 適正に管理している。

4. 和陽園

監査の結果 (指摘事項)

(1) 物品の廃棄について廃棄理由を明確にすべ きもの(報告書P23)

物品の廃棄については、「経理細則」に規定されている固定資産・備品の売却廃棄の手続きにより物品処理伺書を作成することになっているが、物品処理伺書のうち、廃棄等の理由を記入していないものが平成12~17年度の廃棄処理分で17件中13件存在した。これらは、いずれも、更新によるもので更新に係る伺い書には廃棄する旨記載しているとのことであるが、物品処理伺書にも廃棄理由を明確に記載するという手続を徹底すべきである。

講じた措置

物品の廃棄については、平成18年度から、経理 マニュアルに基づき、物品処理同書に廃棄理由を 明記するよう改めるとともに、職員に対し周知徹 底を図った。

5. 療育センター

監査の結果(指摘事項)

(1)施設別業務費を施設別に配分すべきもの(報告書P25)

事業団の決算書では、療育センターは1会計部門 としているが、療育センターの管理下には9施設あ り、それぞれ事業別(施設別)に予算管理を行っ ている。

予算・決算の目的を、決算書の作成に限定し、 療育センター全体でみれば、人件費や事務管理費 を各施設に配分しない方が簡便ではある。

しかし、合理的・効率的に施設を運営管理する ためには、現在、療育センターで一括管理してい る人件費や事務管理費を各施設の事業実績に反映 させることが必要であり、このことが市民に対す る正確な情報提供にもつながるものである。

このため、人件費や事務管理費を各施設に配分 すべき一定の基準を設定するとともに、これらの 経費を各施設に適正に配分されたい。

(2)切手、葉書の管理を適切に行うべきもの(報告書P25)

切手について、受払簿と現物との間に差異が生じていた。使用者は、その都度使用分及び差引残 高を受払簿に記入しているが、実際どれだけ残高 があるかの確認は行っていない。

定期的に管理担当者が受払簿と現物を照合し、 受払簿への照合印を押すべきである。また、葉書 についても切手と同様に受払簿に記録すべきであ る。

講じた措置

事業団の業務費については、平成18年4月に千葉 市社会福祉事業団経理規程を改正し、各施設別の 経理区分を設けた。

また、事業実績に応じた配分基準を設定し、平成18年度予算から人件費及び事務管理費を各施設に配分した。

切手等の管理については、千葉市社会福祉事業 団経理マニュアルを改正し、平成18年度から受払 簿に照合印欄を設けるとともに、毎月末に管理担 当者が受払簿と現物を照合のうえ残高確認し、確 認印を押印するよう改めた。

6. 老人デイサービスセンター

監査の結果(指摘事項)

(1) 随意契約を3年間継続する方針の理由を明確 に記載すべきもの(報告書P28)

老人デイサービスセンターに係る自動車運転業務等については、平成16年度の入札時に、平成17年度及び平成18年度は平成16年度の落札者と随意契約を締結する方針とした。しかしながら、平成16年度・平成17年度の支出負担行為伺書には、平成18年度まで同一業者と契約を継続する方針をとる理由の記載がない。入札の後、一定期間随意契約を行う方針がある場合は、入札時点でその理由について明らかにしておくべきである。

講じた措置

随意契約の締結については、平成18年度の契約から、施行決定の伺書に随意契約を行う理由及び期間等を記載した。

(2)予定価格の積算を行うべきもの(報告書P29)

業務委託契約における予定価格は、本来、仕様書により積算して作成するものであるが、老人デイサービスセンターに係る自動車運転業務については、積算書が作成されていない。自動車の運行に使用する車両は千葉市が用意したものであり、委託料の主なものは運転手の人件費であることを考慮すると、積算が困難なものではないはずである。必要なデータを入手し積算を行うべきである。

老人デイサービスセンターに係る自動車運転業務等の委託については、平成18年度の契約から、 仕様書に基づき必要なデータを入手し、予定価格 を作成した。

7. 中央いきいきプラザ

監査の結果(指摘事項)

(1) 預り金で管理される給食費について残高の 内容を明確にすべきもの(報告書P30)

平成16年度末の補助元帳によれば、生きがい活動支援通所事業に係る給食費の本人負担分が預り金として計上されているが、補助元帳における記載内容だけでは、預り金の残高がいつ入金されたのか、どの利用者のものか等を把握することが難しく、預り金残高の管理(いわゆる消し込み管理)ができていない状況である。預り金を管理する帳簿を設け、利用者ごとの入金状況と預り金残高の関係を明確にすべきである。

講じた措置

給食費に係る預り金については、平成18年度から、預り金を管理する帳簿を整備し、利用者ごとの入金状況と預り金残高の関係を明確にするとともに、責任者の確認を受けることとした。

8. 若葉いきいきプラザ

監査の結果(指摘事項)	講じた措置
(1) 出張日当について見直すべきもの(報告書	
P30)	
大宮いきいきセンターの担当者は、平成17年9月	事業団の出張日当については、平成18年4月に旅
まで、若葉いきいきプラザからほぼ毎日大宮いき	費規程を改正し、市内日当を廃止した。
いきセンターへの出張命令を受け、日当350円が支	
給されている。事業団の規程は千葉市の規程に準	
拠しているが、そもそも、8km程度の移動にも支	
給されるようなかかる出張日当制度自体、道路整	
備の進んだ現代の状況を反映して見直すべきであ	
る。なお、千葉市は平成18年度から規程が廃止と	

9. 千葉市

なる予定である。

監査の結果(指摘事項)	講じた措置
(1)千葉市が業務委託料の支払を適切に行うべ	
きもの (報告書P32)	
千葉市と事業団の業務委託契約の契約書におい	業務委託契約の支払確認については、支出負担
て、ことぶき大学校関連の内訳は、大学校本体事	額と支出命令額の的確な照合を実施することとし
業と、多世代交流事業からなり、他の業務委託契	た。
約とともに、分割支払となっている。千葉市は、	
第3回目で多世代交流事業の金額を重複して支払	
っており、第4回目で支払を同額減額している。こ	
れは、千葉市における委託料の分割払いの金額の	
誤処理である。年度の総額で一致しているとはい	
え、出納業務に関するものであり、厳格に行われ	
たい。	